

綾瀬市コミュニティバスに係る有料広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、綾瀬市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）第16条の規定に基づき、基本要綱に定めのあるほか、綾瀬市コミュニティバスに係る広告を掲載することについて、必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体の種類)

第2条 基本要綱第2条に規定する広告媒体の種類については、綾瀬市コミュニティバスの車内利用広告、車体利用広告及びパンフレット広告とする。

(広告の募集)

第3条 広告の募集期間等については、広報で公表するものとする。

(広告の掲載の申込み等)

第4条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、綾瀬市有料広告掲載申込書（第1号様式、以下「申込書」という。）に広告案及び必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 広告の申込みが掲載予定件数を超過であった場合の広告掲載の決定方法については、抽選とする。

3 市長は、第1項の申し込みがあったときは、その諾否を決定し、綾瀬市有料広告掲載決定通知書（第2号様式）により、申込者に通知するものとする。

(広告の規格、広告料等)

第5条 広告の規格、掲載期間及び掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、綾瀬市コミュニティバスの車内利用広告及び車体利用広告の掲載方法等については、別に定める。

(掲載料の納付)

第6条 申込者は、第4条第3項に規定する決定を受けた日から、2週間以内に納付するものとする。

(原稿の作成・提出)

第7条 原稿は、市が指定する方法により作成するものとし、市が指定する期日までに提出するものとする。

(掲載期間の変更)

第8条 特別な事情により広告の掲載を継続することが出来なくなった場合、市と申込者は協議の上、掲載期間を変更することが出来るものとする。

2 市長は、第1項の協議を行ったときは、綾瀬市有料広告掲載変更決定通知書（第3号様式）により、申込者に通知するものとする。

（その他）

第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成31年4月1日から施行する。

（経過処置）

2 この要領による改正後の綾瀬市コミュニティバスに係る有料広告取扱要領別表の規定は、この要領の施行の日以後の申込に適用し、同日前の申込については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要領による改正前、パンフレット広告（表）、（裏）の掲載料を既に納付済の場合は、その有料広告が存する間は、その1回を納付したものとみなす。

(別表第5条関係)

掲載広告	規格 (縦×横)	掲載期間	掲載料
車内利用広告	365mm×515mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	1,000円/月額
車体利用広告 (側面上部)	330mm×1,500mm× 2箇所	1ヶ月 (最大12ヶ月)	5,000円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (側面下部・左側)	600mm×900mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	5,400円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (側面下部・右側)	600mm×1,100mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,600円/月額 (1箇所)
車体利用広告 (後面・縦)	600mm×330mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,200円/月額
車体利用広告 (後面・横)	250mm×792mm	1ヶ月 (最大12ヶ月)	6,200円/月額
パンフレット広告 (表)	63mm×123mm		30,000円/1回
パンフレット広告 (裏)	63mm×123mm		15,000円/1回